# 省　令

**○文部科学省令第七号**

展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）第十四条の規定に基づき、展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

文部科学大臣　馳　　浩

展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則の一部を改正する省令

展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則（平成二十三年文部科学省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

3　補償契約を締結しようとする展覧会の主催者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、前二項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる記載事項又は前項各号に掲げる添付書類の一部を省略することができる。

一　前二項の規定に従って開催施設に係る直近の補償契約が締結された日（以下この項において「特定補償契約締結日」という。）以後五年以内に当該開催施設における当該展覧会の開催を予定する期間が終了すること。

二　特定補償契約締結日以後において当該開催施設における美術品に係る事故が発生していないこと。

三　特定補償契約締結日以後において当該開催施設に係る前項第五号に掲げる図面に変更がないこと。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○文部科学省令第八号**

国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十三条の規定に基づき、国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

文部科学大臣　馳　　浩

国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令

国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二福井大学の項中「教育地域科学部」を「教育学部」に改め、同表山梨大学の項中「教育人間科学部」を「教育学部」に改め、同表佐賀大学の項中「文化教育学部」を「教育学部」に改め、同表大分大学の項中「教育福祉科学部」を「教育学部」に改め、同表宮崎大学の項中「教育文化学部」を「教育学部」に改める。

**附　則**

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

**○文部科学省令第九号**

放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第十九条の規定に基づき、放送大学学園に関する省令の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十九日

文部科学大臣　馳　　浩

放送大学学園に関する省令の一部を改正する省令

放送大学学園に関する省令（平成十五年文部科学省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

**第二条の二**　文部科学大臣は、学園が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○経済産業省令第四十二号**

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号）第三条第四項、第五条前段及び第八条第一項の規定を実施するため、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

経済産業大臣　林　　幹雄

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「五月十五日」を「十一月十五日」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の通知は、法第八条第一項の相続又は合併若しくは分割により承継が行われた日の属する年度にあっては、法第五条前段の届出を受理した日の翌日から起算して六十日を経過する日までに行うものとする。

第十一条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　第二項の届出は、法第八条第一項の相続又は合併若しくは分割により承継が行われた日の属する年度にあっては、その承継が行われた後遅滞なく行うものとする。

第十八条第一項中「相続又は合併」の下に「若しくは分割」を、「設立された法人」の下に「若しくは分割によりその使用済燃料を承継した法人」を加える。

様式第一の注中「式」の下に「（当該算定の根拠に関し、参考となる情報がある場合にあっては、当該情報を含む。）」を加える。

様式第十七の裏面中「指定法人」を「資金管理法人」に改める。

**附　則**

この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

**○経済産業省令第四十三号**

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、行政不服審査法の施行に伴う経済産業省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

経済産業大臣　林　　幹雄

行政不服審査法の施行に伴う経済産業省関係省令の整備等に関する省令

（鉱業法施行規則の一部改正）

**第一条**　鉱業法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項中「法第百二十六条又は」を削り、「第一項若しくは」を「第一項又は」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第百二十六条の規定による意見の聴取は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員が議長として主宰する意見聴取会によって行う。

第五十二条第一項中「又は異議申立て」を削り、「異議申立人若しくはこれらの」を「その」に改め、同条第二項中「又は異議申立て」を削り、「異議申立人若しくはこれらの」を「その」に改め、「又は異議申立書」を削る。

第五十条三第一項を削り、同条第二項を同条とする。

（鉱業登録令施行規則の一部改正）

**第二条**　鉱業登録令施行規則（昭和二十六年通商産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

第八条の三中「若しくは区長」を「、区長若しくは総合区長」に改める。

第三十七条に次の一項を加える。

2　経済産業大臣は、鉱業登録令第三十七条第一項の規定に基づき、同令第三十六条第一号の審査請求があつたときは、経済産業大臣が行つた同号に定める許可又は認可に対する審査請求の場合は予告登録をし、経済産業局長が行つた同号に定める許可又は認可に対する審査請求の場合は、当該経済産業局長に対し予告登録を命令しなければならない。

（武器等製造法施行規則の一部改正）

**第三条**　武器等製造法施行規則（昭和二十八年通商産業省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「経済産業大臣又はその指名する職員」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員」に改める。